
特 集

先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 その1

特集にあたって

阿 藤 誠

本特集を構成する8本の論文は、平成11~13年度の厚生科学研究「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」プロジェクトの成果に基づくものである(小島 2002)¹⁾。本稿では、本研究プロジェクト全体の研究目的、研究組織、主要な研究成果、研究結果のもつ政策的インプリケーションについて概説する。

I. 研究目的

日本の出生率は1970年代半ば以降、人口置換水準を下回って大きく低下し、2001年には合計特殊出生率で1.33を記録するに至った。すでに四半世紀以上続いた出生率の低下(少子化)は、本研究所による最新の将来人口推計(2002年1月推計)の結果が示しているように、21世紀の日本を、従来の予想をはるかに上回る超高齢・人口減少社会に転換していく可能性を大きくしている(国立社会保障・人口問題研究所, 2002)。日本では「1.57ショック」以後、少子化の背景の分析が各方面で進められてきたが、政府、自治体などではこのような少子化傾向に(少なくとも間接的にはあれ)歯止めをかけ、逆転する方策—いわゆる「少子化対策」—が模索されつつある²⁾(阿藤 2002)。

日本の少子化は1980年代半ば以降に特に急激に進行し、今後、労働力の供給制約が大幅に強まり、従属人口指数の急上昇にともない現役世代の高齢者扶養負担が高まり、経済成長の鈍化に加え、社会保障制度の危機が到来するなど、21世紀第1四半期に確実に訪れる、少子・高齢化のマイナス面の影響が大きくクローズアップされている。しかし、さらに大きな危機は、現在の少子化傾向の継続を前提とした21世紀半ばの「超高齢・人口急減社会」の訪れであり、それを緩和するためには、今後、人権に配慮した有効な少子化対策がとら

1) 本プロジェクトは、平成11~13年度の3年間のプロジェクトであるが、平成11~12年度については筆者が主任研究者、平成13年度については本研究所小島宏国際関係部長が主任研究者となって実施した。

2) 日本の「少子化対策」は一見、出生促進を目的とする出生政策(出生促進政策)と思われがちだが、実際には、日本政府は1990年から今日に至るまで、望ましい出生率の水準を掲げたりしたことはなく、政府による出生促進の意図を否定している。国連人口部による各国政府の人口政策に関するアンケート調査においても、日本政府は、低出生率の現状には懸念を表明しているものの、出生率の引上げ意図は否定している(阿藤 2002, United Nations 2002)

れる必要があろう。

本プロジェクト研究は、すでに四半世紀にわたって進行している少子化傾向に対して、それを緩和しうる社会政策の可能性を探ることを目的とした。この目的のためには、ひとつは、日本国内の出生動向、経済社会の動向、社会政策の動きとそれらの相互関係を実証的に分析する方法が考えられるが、これについては、すでに多くの研究が蓄積されつつある(阿藤 1999)。もうひとつは、日本と同様の少子化傾向に直面する先進諸国を個別にあるいは全般的にとりあげ、それらの時系列的あるいは横断的な比較分析から日本の少子化対策のヒントをえる方法が考えられる。本研究の直接的目標は、このような先進諸国の出生動向、経済社会動向、社会政策の動きとその相互関係を、(1)先進諸国を地域的・文化的に共通するグループ毎に分け、そのなかで個別のかつ時系列的に比較分析し、さらに、(2)先進諸国全体について横断的に比較分析することにより、出生率に大きな影響を及ぼす経済社会特性、ならびに社会施策を特定し、少子化に対する有効な政策提言をひき出すことにあった。

II. 研究組織と研究方法

本研究プロジェクトでは研究目的に沿って、研究組織を総括班と5つの地域担当班に分けた。

総括班は先進諸国全体を対象に、共通フレームに従って、出生率とその近接要因、それと関連する社会経済変数、家族政策の具体的施策内容についての時系列データを収集し、その動向を分析するとともに、最近時の各国別データを用いてクロス・ナショナルな分析を行った。

総括班では、特に、家族政策の一部としての「子育てに対する経済的支援」を家計ベースで総括的に比較するために、ブラッドショウ等によるモデル家族の考え方を採用し、各国間の比較分析を試みた(Bradshaw et al. 1980および1993)。

地域担当班は、主として言語圏と政策の類似性に従って分けられた5つの地域別先進国グループの各々についての分析を担当した。5つのグループは、(1)北欧諸国(スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク)、(2)ドイツ語圏諸国(ドイツ、オーストリア、スイス)とオランダ、(3)フランス語圏諸国(フランス、カナダ(ケベック)、ベルギー、ルクセンブルグ)、(4)南欧諸国(イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ)、(5)英語圏諸国(米国、イギリス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド)である。各地域担当班は各グループに所属する国々の出生率とその近接要因、それと関連する社会経済変数、家族政策について時系列的に詳細な分析を行い、グループ内の諸国の共通性と異質性を見出すことを目的とした³⁾。

3) 先進国中、アイスランドとアイルランドは分担研究担当者の過重負担を避けるために研究対象国から除外した。また経済体制移行国のロシア・東ヨーロッパ諸国は、今日、先進諸国とはみなされていないこと、日本とは異質の経済体制を長くもってきたこと、全般的にデータの入手が難しいことなどの理由から除外した。日本については、地域担当班の研究対象には含めず、総括班の比較分析のなかでのみ取り扱うこととした。

Ⅲ. 研究結果の要旨⁴⁾

(1) 先進諸国の多くでは1970年代に少子化が始まったが、今日、北欧、フランス語圏、英語圏ではやや持ち直しているのに対し、ドイツ語圏、南欧、日本では低下・低迷している。

(2) 少子化の人口学的要因は晩婚化・晩産化であるが、高出生率グループでは、同棲・婚外子の割合が大きく30歳代のキャッチアップ現象がみられるのに対し、低出生率グループでは、キャッチアップが弱く、同棲・婚外子が広がっていないことが、両者を分けている。

(3) 先進諸国では、少子化と同時に女性の社会進出（高学歴化、雇用労働市場への進出）が進み、「仕事と家庭の両立の難しさ」という問題が、重大な社会問題として登場した⁵⁾。今日の高出生率グループと低出生率グループを分ける重要な要因は、この「仕事と家庭の両立の難しさ」に社会全体でどのように対応したかの違いでもある。

(4) 北欧諸国は、「両立問題」を所得補償の手厚い1年強の育児休業制と公的保育サービスの整備を通じて、さらに育児休業におけるパパ・クォーター制などにより父親の家事・育児参加を促進することによりある程度解決し、女性の高い労働力率と高い出生率の両立を実現している。

(5) フランス語圏諸国は伝統的に「子育ての経済的支援」に力を入れ、これを出生促進の有力な手段としてきたが、同時に保育サービスの普及水準は高い。また最近になって、育児休業制度を北欧型の方向に強化したことなどもあり、北欧諸国同様、女性の高労働力率と高出生率の両立を実現している。

(6) 英語圏諸国は、「両立問題」解決のための家族政策をほとんど行っていないうえ、子育ての経済的支援も弱い。しかるに、女性の高労働力率と高出生率の両立を実現している理由のひとつは、パート労働の普及、再雇用の容易さなどによる労働市場の柔軟性（この点はオランダにも共通している）であり、その他に職場の融通性などが考えられる。また、国民の多くが「子育てコストが低く、暮らしやすい社会」と感じていることも出生率に有利に働いていると考えられる。

(7) ドイツ語圏諸国は、子どもが小さいうちは母親が面倒をみるべきだという結婚・子育て規範が強く、そのことが女性の社会進出の時代に出生率に不利に働いている。このような結婚・子育て規範の強さは家族政策にも反映され、子育ての経済的支援は手厚いものの、育児休業は母親の取得が前提で、0～3歳児の保育サービスはきわめて乏しい。この

4) 以下、地域グループ別の要旨は、平均的な特徴を述べたものであり、グループ内の国別の差についてはふれていない。これについては各論文を参照のこと。

5) 先進諸国における少子化の背景としては、他に①近代的避妊法の普及と中絶の合法化による望まない妊娠・出産の減少、②個人の自己実現を至上の価値とし、それを体現するライフスタイルを選択する方向への価値観変動、③パラサイト・シングルが増大などが指摘されているが、これらはいずれも政策選択と結びつけにくい要因と言える（阿藤 2002）

ような規範の強さは同棲・婚外子の少なさにもあらわれており、これも出生率には不利に働いている。

(8) 南欧諸国の場合も伝統的な家族観（男女役割分業型）が根強く、女性の社会進出のトレンドと相容れないため、それが出生率に不利に働いている。また「仕事と家庭の両立問題」に対して家族政策による対応が遅れており、子育ての経済的支援も弱いことその他に、若者の失業・賃貸住宅の不足による若者の自立困難も出生率に不利に働いている。

IV. 研究結果の政策的インプリケーション

先進諸国の比較分析から引き出される、日本の少子化に対する有効な政策提言は以下のように要約できよう。

(1) 先進諸国の少子化の中心的要因は、女性の社会進出にともなう「仕事と家庭の両立の困難さ」の増大である。この問題を克服する方策のひとつは、北欧諸国が率先して進めてきた、男女共同参画を目指す家族政策、すなわち両立支援策である。その有力な手段は、出産・育児休業と休業中の所得補償、それに保育サービスの充実である。

育児休業期間は長いほど効果的ということはない。それは、長すぎると（例えば3年間）、①男女の賃金格差が大きいのでほとんど女性しか取らなくなってしまい、結果として女性の仕事キャリアの蓄積が困難になる、あるいは②企業にとって女性を雇用することが不利になるため、女性の雇用を手控えるなど、男女共同参画の政策方針に反することになり、育児休業制度が実効性のないものになってしまうためである。

またドイツ語圏のように育児休業制度の長さが保育サービスの不足と政策的に関連づけられ、前者は3年間と長い代わりに、3歳未満児の保育サービスが不十分となっているケースがある。この政策は、女性に子育てか仕事の継続かの二者択一を迫ることになり、結果的に少子化対策としては失敗している。したがって、育児休業制度の期間・所得補償の厚さと公的保育サービスの普及とは、女性のキャリア継続を保証しうる適度な組合せを求めていく必要がある。

(2) 「仕事と家庭の両立」は女性だけの問題ではない。少子化がそれほど進んでいない先進国グループと進んでいるグループの違いは、前者の方が男性の家事・育児参加が進んでいることである。男性の家事・育児参加が少ない先進国グループには伝統的家族観（性別役割分業観）の根強さという文化的背景があり、容易に変更が困難とも言える。

しかしながら、男女平等が人類の普遍的価値とされ、男女の差別撤廃が国際社会で強力に推進され、国内法にも反映される時代であり、少なくとも先進国の間では家族のあり方を文化の問題だからという理由で政策課題として放置することはできなくなりつつある。現に日本でも、国連の決議、条約批准を承けて男女共同参画が国の方針となり、各方面の見直しが進められている。この潮流に乗って性別役割分業観を変える努力を政策レベルで推進していくことが、少子化の克服につながることを期待される。

北欧諸国、フランスなどは一歩進めて、育児への男性の参加を促進するために、出産直

後の男性の出産休暇（父親休暇）、ならびに育児休業の一定期間を男性のみに限定する制度を導入している。日本のように性別役割分業意識の強い社会で、このような制度が受け入れられるか否かは議論の余地があるが、逆にこのような制度をテコにして日本の男女共同参画意識を醸成し、少子化を克服していく政策努力が求められているとも言える。

(3) 「子育ての経済的支援」が少子化の克服にとってどれほど効果的か、については議論が尽きない。特にドイツ語圏の家族政策は児童手当が手厚いのにその出生率は低迷したままであるため、子育て経済支援の少子化克服効果は薄いとみられがちである。それでもヨーロッパ諸国中の高出生率グループのうちフランス語圏諸国は出生促進目的のため、伝統的に、家族手当や税制を通じて子育ての経済的支援に力を入れてきた。また両立支援策が最も手厚い北欧諸国も、所得制限のない児童手当制度をもつ（南欧諸国の児童手当は所得制限がある）。このような点から考えると、「仕事と子育ての両立支援」と「子育ての経済的支援」をある程度両立させている国の出生率が高いとみることもできる。日本の場合も、両立支援策の強化と並んで、先進国中最も手薄な子育て経済支援策にもっと力を入れるべきではないかと思われる。

若者の経済状態を決める要因としては、安定した職業の有無（それとは反対のフリーターの増大、失業率の上昇など）に加えて、住宅コスト、子どもの教育コストなどがあり、これらの改善も間接的に少子化の克服に役立つものと考えられる。

(4) 英語圏の諸国では、「仕事と子育ての両立支援」と「子育ての経済的支援」を二本の柱とする家族政策がわずかしか推進されていない。それにもかかわらず高出生率と女性の高労働力率が維持されているひとつの大きな理由は、雇用労働市場の柔軟性である。出産・育児で退職しても再雇用のチャンスが大きい、人生のライフステージと意欲・能力に応じてパートタイムやフルタイムの職業を選択しやすいなどの雇用状況は、北欧型の同時並行的両立パターンとは違ってライフステージに応じた継時的な両立パターンとみることができる。日本の場合、終身雇用と年功序列・年功賃金制の影響が強く、それだけフルタイム雇用は柔軟性に欠け、しかもフルタイムとパートタイムの雇用条件格差が大きい。このような状況を政策的に変えていくことが出来れば、子育てによる退職の機会費用を小さくし、仕事と家庭の両立がより容易になり、少子化状況の改善に役立つものと考えられる。

(5) 先進国の間では同棲と婚外子の割合が高い国ほど出生率が高い傾向が顕著である。同棲・婚外子の少ない国は、結婚や出産に関する旧来の社会規範が強いことが、その拡がりを抑えている。逆にそれが多い国は、旧来の社会規範・家族観が変化し、個人の自己実現を中心とする価値観が若者の間で支配的となり、それが試験婚的かつ対等なパートナー関係としての同棲関係を選ばせており、そのなかでの出産が婚外子となってあらわれているとみることができる。同棲・婚外子を政策的に促進することは考えられないが、婚外子差別の撤廃などは、若干その促進効果をもつかもかもしれない。しかしながら、根本的には、男女のパートナー関係は成人の男女自身が決めるもので、親が決めるものではないという価値観が社会に浸透することがなければ、日本で同棲・婚外子が大きく増加することは考えにくい。

文献

- 阿藤 誠（主任研究者）（1999）『家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究』（厚生科学研究費（課題番号H10-政策-032）総合報告書（平成8年度～平成10年度））。
- 阿藤 誠（2000）『現代人口学』日本評論社。
- 阿藤 誠（2002）「日本の家族政策」, 日本人口学会編『人口大事典』培風館. pp.924-928.
- Bradshaw J. et al. (1980) Child Support in the European Community. (Occasional Papers on Social Administration No.66) London: Bedford Square Press.
- Bradshaw J. et al. (1993). Child Support for Children: A Comparison of Arrangements in Fifteen Countries London: HMSO.
- 小島 宏（主任研究者）（2002）『先進諸国における少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』（厚生科学研究費（課題番号H11-政策-008）総合報告書（平成11年度～平成13年度））
- 国立社会保障・人口問題研究所（2002）『日本の将来推計人口（平成14年1月推計）』
- United Nations (2002) National Population Policies 2001 (ST/ESA/SER. A/211) New York